

体験活動推進スタッフ（子ども体験サポーター）養成事業 運用細則

1 目的

この運用細則は、体験活動推進スタッフ（子ども体験サポーター）養成事業実施要領（以下「要領」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものである。

2 必要書類の作成

「体験活動推進スタッフ（子ども体験サポーター）養成事業」の養成事業者は、公益社団法人福岡県青少年育成県民会議（以下「県民会議」という。）に対して以下の書類を提出する。

(1) 養成計画書（様式第1号）

…養成対象者に実践研修を行う1週間前までに提出

…県民会議は養成計画書を確認の上、承認する場合は、養成計画承認書（様式第2号）で養成事業者へ通知すること。

(2) 養成完了報告書（様式第3号）

…当該年度の3月19日までに提出

3 実践研修

以下を満たす活動にボランティアとして参加することをもって実践研修を行ったこととする。

(1) 対象者

中学生以下の子どもが10名以上参加

(2) 活動分野が以下のいずれかに該当するもの

ア 自然体験活動

イ 科学体験活動

ウ 文化芸術体験活動

エ 職場体験活動

オ 交流を目的とする活動

カ 社会奉仕体験活動

4 養成費用等

(1) 養成費用

県民会議は養成事業者に対し、子ども体験サポーターの養成1人につき、2,500円の費用を負担する。

(2) 養成人数

養成事業者から提出される養成計画書の養成人数が200名に達した時点で、県民会議は養成計画の受付を終了する。ただし、200名に達する際の計画書に計上された対象者については、超過した人数分も全て対象として受け付けることとする。

なお、受付を終了した際は、県民会議は速やかに全ての養成事業者へその旨を通知する。

(3) 支払い

県民会議事は原則、前条に定める完了報告書の内容を確認の上、養成事業者に対して、前項に定める養成費用を支払うものとする。

ただし、協力金の交付がなければ、養成事業者が養成事業を実施できない場合、養成事業者は概算払請求書（様式第4号）を県民会議に提出し、県民会議はこれの内容を確認の上、養成事業者に対し、概算払で養成費用を支払うことができる。その場合においても、最終的に完了報告の内容を確認の上、精算を行うこととする。

附 則

この細則は、令和5年9月21日から実施する。